



高松市告示第371号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、第21回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用（個人演説会については、1回目は無料、2回目から徴収、政談演説会については1回目から徴収）の額を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

高松市長 大西秀人

1 施設の名称

施設名	会場面積	照明	拡声装置	敷物	
高松市香南町由佐農村環境改善センター多目的ホール	218.48 m ²	一式	一式	無	
高松市香南町池西農村環境改善センター多目的ホール	192.00 m ²	一式	一式	無	
高松市香川町高齢者活動促進センター	会議室	48.94 m ²	一式	無	畳
	研修室	19.38 m ²	一式	無	無
高松市香川町浅野地区集落研修センター集会室	87.44 m ²	一式	無	畳	

2 使用料金表

(1) ホール、会議室等使用料

ア 高松市香南町由佐農村環境改善センター

	使用単位	使用料
多目的ホール	1時間	円 510

イ 高松市香南町池西農村環境改善センター

	使用単位	使用料
多目的ホール	1時間	円 360



ウ 高松市香川町高齢者活動促進センター

	使用単位	使用料
会 議 室	1 時間	円 150
研 修 室	1 時間	円 60

エ 高松市香川町浅野地区集落研修センター

	使用単位	使用料
集 会 室	1 時間	円 200

備考

- 1 使用時間には、準備及び片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数は、1 時間とみなす。